

認可地縁団体手続きの手引き

多 可 町

R6. 10 作成

1 認可地縁団体について

(1) 地縁による団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項）を指し、自治会等がこれに該当します。

(2) 認可地縁団体とは

一定の要件を満たし、町長の認可を受け、法人格を得た「地縁による団体」のことです。

(3) 認可制度の目的

自治会等が保有する集会施設や土地などの財産管理については、自治会等の団体名義で登記が出来ませんでした。そのため、かつては「代表者の個人名義」や「複数の住民名義」で登記するほかなく、次のような様々な問題が生じる恐れがありました。

〈代表者の個人名義・複数人名義での登記によって発生する問題〉

- ・登記名義人の債権者が、不動産を差し押さえてしまった。
- ・登記名義人の死亡後、相続人との間でトラブルが生じた。
- ・複数人名義での登記のため、登記名義人が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。

上記のような問題に対処するため、平成 3 年 4 月に地方自治法の一部が改正され、自治会等は、一定の要件を満たすことで法人格を取得できるようになり、自治会等の名義で不動産登記が可能となりました。

令和 3 年の法改正により、目的に不動産の保有を前提としないものに見直され、地縁による団体は、財産の保有の有無にかかわらず、地域活動を円滑に行うため町長の認可を受けることができるようになりました。

(4) 法人格を得るための町長の認可

地縁による団体は、町長の認可により法人格を得ることになります。

町長が認可を行った場合には、その旨が告示され、第三者に対しても、法人格を得たことが対抗できます。

また、自治会等が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、町の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有すことはありません。（地方自治法第 260 条の 2 第 6 項）

(5) 対象団体

自治会等の地域的な共同活動を行っている「地縁による団体」を対象としています。地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。したがって、次のよう団体は対象となりません。

- ・特定の目的の活動のみを行う団体
（同好会、スポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体）
- ・構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体
（老人会や子ども会（年齢の制限）、女性団体（性別の制限）等）

(6) 認可の要件

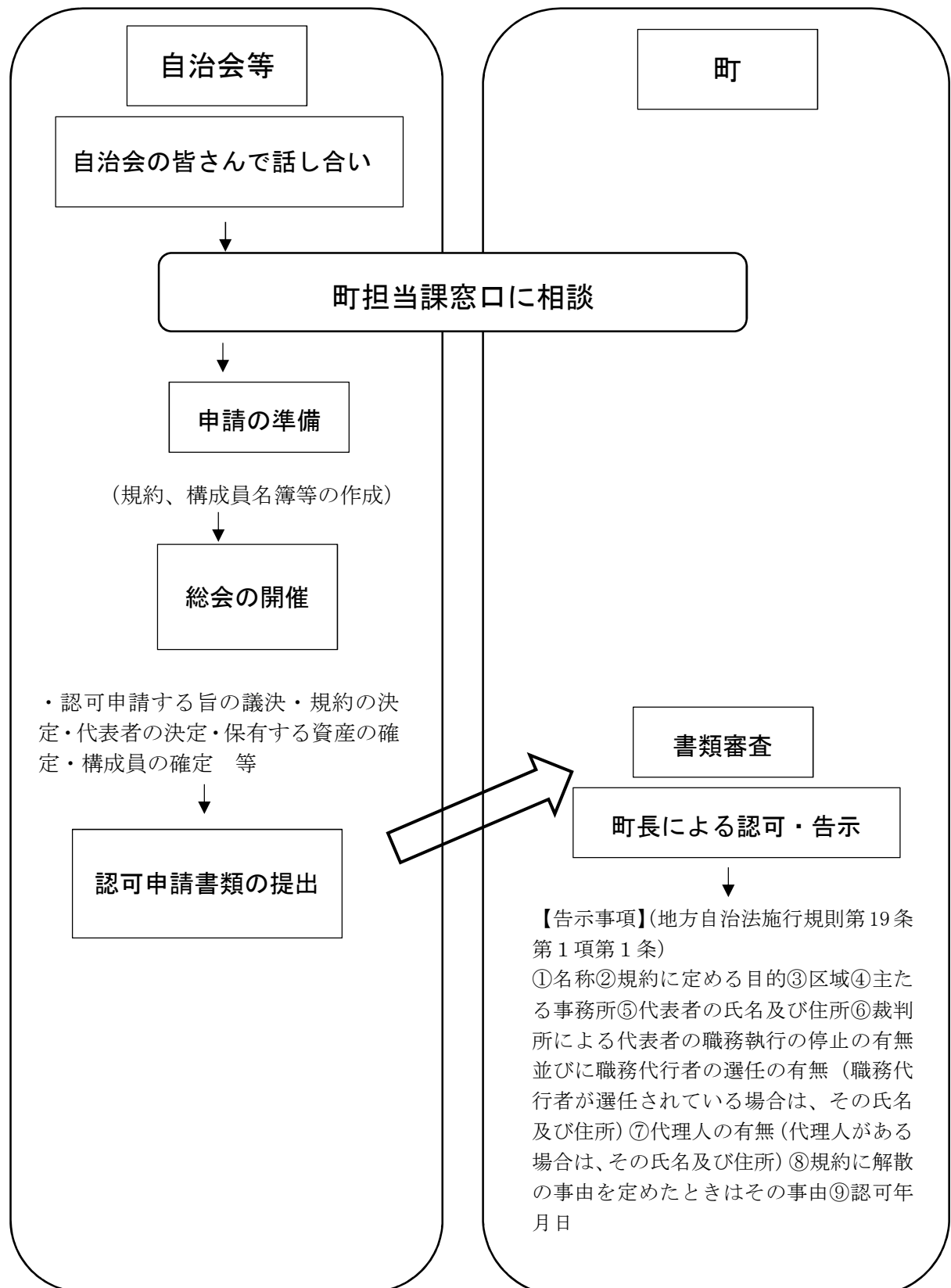
認可の要件は、次の4つの要件（目的、区域、構成員、規約）すべてを満たすこととされています。（地方自治法第260条の2第2項）

なお、以前は、地縁による団体が現に不動産等を「保有している」もしくは「保有する予定がある」ことが認可の前提でしたが、令和3年5月に地方自治法の一部が改正され、不動産の保有（予定）の有無にかかわらず、認可を受けることが可能となりました。（令和3年11月26日施行）

項 目	要 件
目 的	その地域の良好な地域社会の維持、形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。 「地域的な共同活動」とは、回覧板等での住民相互の連絡、清掃等の美化活動、集会場の維持管理、防災・防犯活動、祭りなどの親睦行事など一般的な自治会等活動を指します。 ⇒団体の目的が特定の分野のみである場合は対象外。 また、「現にその活動を行っている」と認める場合には、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。
区 域	地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番等による区域が画されているなど、当該自治会員等のみならず町内の他の住民にとっても容易に区域・範囲が認識できる状態にあるという意味です。
構成員	地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数（区域の住民の過半数）の者が現に構成員となっていること。 区域に住所を有するすべての住民が構成員となることができる旨を規約に明記する必要があります。<u>年齢・性別・国籍等の条件を付けることや、「世帯」を単位とすることは認められません。</u>
規 約	規約を定めていること。 規約には次の事項を必ず定めなければなりません。（地方自治法第260条の2第3項） ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

2 認可申請手続き

(1) 認可申請手続きの流れ



(2) 認可申請に必要な書類（地方自治法施行規則第 18 条第 1 項）

※認可申請を行うことについて自治会等内でよく話し合っていていただき、事前に町担当課窓口までご相談ください。

①認可申請書（様式 P19）

②規約（参考例：P14～P18）

規約には P2 に記載の事項について定める必要があります。

③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写し

※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。ここでの議決は現在の自治会の規約で決定してください。

④構成員の名簿（参考例 P20）

地縁による団体に加入している構成員全員の住所・氏名が記載されているもの。

なお、構成員は世帯主のみならず世帯員も名簿に記載する必要がある、未成年の氏名も記載が必要です。

⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

前年度の事業報告書（総会資料等）

⑥申請者が代表者であることを証する書類

・代表者選任についての記載がある議事録の写し

※③に代表者選任について記載があるか確認してください。

・地縁による団体に係る代表者の承諾書（様式 P21）

※代表者（＝申請者）の署名又は記名押印のあるもの。

⑦代理人の有無を記載した書類（様式 P22）

⑧裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について記載した書類（様式 P23）

⑨区域を示した図面

3 認可後の地縁団体

(1) 認可地縁団体の印鑑登録・印鑑証明

不動産登記など、団体の「印鑑登録証明書」が必要となる場合がありますので、必要に応じて印鑑登録を行ってください。

なお、印鑑登録手続き及び印鑑登録証明書の交付申請ができるのは、団体の代表者本人です。代理人等による申請の場合は、委任の旨を証する書類が必要です。

【印鑑登録手続き】

○必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書（様式 P24）
- ・代表者の方個人の実印（町に印鑑登録されたもの）
- ・代表者の方個人の印鑑登録証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- ・登録する団体印（多可町認可地縁団体印鑑条例第 4 条）

↓

※ただし、次に該当する場合は認可地縁団体の印鑑登録はできません。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

- ・印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他町長が登録を受けようとする印鑑として適当でないと認めるもの

【印鑑登録証明書交付申請】

○必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式 P25)
- ・登録した団体の印鑑
- ・交付手数料 (1 通 300 円)

(2) 認可地縁団体の証明書

団体が不動産登記申請等をする場合には、証明書が必要となります。

※不動産登記手続きについては、法務局にお問い合わせください。

【認可地縁団体の証明書】

○必要なもの

- ・認可地縁団体証明書交付請求書 (P26)
- ・交付手数料 (1 通 300 円)

(3) 告示事項を変更した場合(地方自治法第 260 条の 2 第 11 項)

認可地縁団体が告示された事項を変更した場合は、「告示事項変更届出書」を町担当課窓口へ提出してください。届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われな限り効力がないため、その変更について第三者に対抗する事はできません。

特に、代表者の変更が多いと思われますが、代表者の変更の都度、届出が必要となりますのでご注意ください。

(4) 規約を変更した場合(地方自治法第 260 条の 3 第 2 項)

規約を変更した場合も、町に申請し、認可を受ける必要があります。

変更の内容	提出書類
○代表者の氏名・住所	・告示事項変更届出書 (様式 P27) ・変更があった旨を証する書類(総会資料及び総会議事録の写し) ※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。 ・地縁による団体に係る代表者承諾書 (様式 P21) ※代表者 (= 申請者) の署名又は記名押印のあるもの。
○代理人の有無 ○裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無	・告示事項変更届出書 (様式 P27) ・変更があった旨を証する書類 ・代理人の有無を記載した書類 (様式 P22) ・裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について記載した書類 (様式 P23)
○規約	・規約変更認可申請書 (様式 P28) ・規約変更の内容及び理由を記載した書類(地方自治法施行規則第 22 条) ・変更後の規約 ・規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会資料及び総会議事録の写しなど)(地方自治法施行

	規則第 22 条) ※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。
○団体の名称 ○規約に定める目的 ○区域 ○主たる事務所の所在地 ○規約に定める解散の事由	・規約変更認可申請書（様式 P28） ・規約変更の内容及び理由を記載した書類 ・改正後の規約 ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会資料及び総会議事録の写しなど） ※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。 ・区域を示した図面（区域変更の場合） 規約変更の認可後 ・告示事項変更届出書（様式 P27） ・変更があった旨を証する書類（総会資料及び総会議事録の写し） ※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。 ・改正後の規約 ・区域を示した図面（区域変更の場合）

（５）財産目録の作成と据え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 1 項）

毎年 1 月から 3 月までの間又は毎事業年度の終了時に財産目録を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。

（６）構成員名簿の備え置き（地方自治法第 260 条の 4 第 2 項）

構成員名簿を主たる事務所に備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。

（７）総会の開催（地方自治法第 260 条の 13）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年 1 回、構成員の通常総会を開いてください。

※地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、「電磁的方法」により評決ができるものとされました。（令和 3 年 9 月 1 日施行）（地方自治法第 260 条の 18 第 3 項）

「電磁的方法」による表決の例・・・

電子メールなどによる送信・WEB サイト・アプリケーションを利用した表決・情報をディスク等に記録してディスク等を交付する.... 等

4 認可地縁団体の各種税金

認可地縁団体の税金の取り扱いについては以下のとおりです。

認可を受けた地縁による団体は法人格を有するため、役場税務課・加東県税事務所・西脇税務署（税務署は収益事業を行う場合のみ）にそれぞれ法人設立の届出が必要となります。詳しくは、各窓口にお問い合わせください。また減免措置を受けるための申請手続き等についても各窓口で確認してください。

税の種類		認可地縁団体		お問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
町税	法人町民税	均等割のみ課税 ※申請により減免	均等割・法人税割ともに課税	役場税務課 電話：0795-32-2386
	固定資産税	課税 ※減免できる場合あり		
県税	法人県民税	均等割のみ課税 ※申請により減免	均等割・法人税割ともに課税	加東県税事務所 課税第1課 電話：0795-42-9339
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 ※減免できる場合あり		加東県税事務所 課税第2課 電話：0795-42-9341
国税	法人税	非課税	課税	西脇税務署 電話：0795-22-3171
	登録免許税 （不動産登記時）	課税	課税	神戸地方法務局 社支局 電話：0795-42-0201

収益事業を行っている認可地縁団体については、役場税務課、加東県税事務所、西脇税務署に申告が必要です。「収益事業」については西脇税務署に確認してください。

5 認可の取り消しと解散

（1）認可の取り消し（地方自治法第260条の2第14項）

認可地縁団体が次に掲げる事由になった場合、町長は認可を取り消すことがあります。

- ・認可要件（P2）のうち、いずれかを欠くこととなったとき
- ・不正な手段により認可を受けたとき

（2）解散（地方自治法第260条の20）

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。

- ・規約で定めた解散事由の発生
- ・破産手続き開始の決定
- ・認可の取り消し
- ・総会による解散の決議（下記参照）
- ・構成員が欠けたこと

◆総会による解散の決議

認可地縁団体の解散には、総会での解散の決議が必要です。規約には解散決議に関する特別の定めがある場合はその数の同意を、それ以外の場合は構成員総数の4分の3以上の同意を得る必要があります。(地方自治法第260条の21)

この総会では、以下の事項について決定する必要があります。

- ・解散することについての意思決定
- ・清算人（もしくは清算人の選任）

※基本的には認可地縁団体の代表者が清算人になりますが、規約に特別の定めがある場合や、総会において別途代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。

(地方自治法第260条の24)

- ・残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）

※基本的に、残余財産は規約で指定した者に帰属となります。ただし、規約で指定がない場合や、その指定方法の定めがない場合は、総会の決議と町長の認可を経て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のためにその財産を処分することができます。これらの手続きで処分されない財産は、町に帰属することになります。(地方自治法第260条の31)

◆解散届出

総会での解散決議後、清算人は速やかに解散届出の手続きを行ってください。この届出により町は解散の告示を行います。

○必要なもの

- ・認可地縁団体解散届出書（様式P29）
- ・総会議事録の写し（解散の承認を受けたことが記載されたもの）

※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。

◆解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の手続きを速やかに行う必要があります。詳細についてはP7の窓口までお問い合わせください。

◆解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任から2ヵ月以内に解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。(地方自治法第260条の28第1項)

なお、公告の方法は官報の掲載によって行うことが義務付けられています。(地方自治法第260条の28第4項) 法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料等の詳細は、以下にお問い合わせください。

【兵庫県官報販売所】

住所：兵庫県神戸市中央区北長狭通5丁目4番3号

電話：078-341-0637

この官報による公告は、たとえ債権者がいないと推測される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性もあるため、必ず行わなければなりません。また、すでに把握している債権者がいる場合には、この官報による公告とは別に、個別に債権者に対して催促しなければなりません。(地方自治法第260条の28第3項)

◆団体の閉鎖（清算）事務

解散から団体の閉鎖までは「清算期間」と呼ばれ、少なくとも1回目の解散の公告（官報掲載）から2か月以上が必要です。この2か月間は債権申出期間を兼ねています。(地方自治法第260条の28)

なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続きが完了するまで、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。

清算人は、この期間中に、団体が行っていた現務の結了、債権の取り立て及び債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い（地方自治法第 260 条の 27）、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の事務が完了したら、再度総会を開催し、以下の内容について承認を得ます。

- ・団体の財産や負債について
- ・清算終了の決議（清算結了）

なお、清算の手続きについては団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により行うことになっています。（地方自治法第 260 条の 32）

◆清算結了届出

総会での清算結了後、清算人は清算結了届出の手続きが必要です。（地方自治法第 260 条の 33）この届出により町は清算結了の告示を行い、これにより認可地縁団体の解散手続きが完了します。

○必要なもの

- ・認可地縁団体清算結了届出書（様式 P30）
- ・総会議事録の写し（清算結了の承認を受けたことが記載されたもの）

※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。

6 認可地縁団体が所有する不動産登記の特例

地縁による団体が認可を受けて法人格を取得し、不動産登記ができるようになって、当該不動産における名義人が複雑で、相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合、すべての相続人の確定や承諾を得ることが難しく、登記の申請をすることができないという問題がありました。

このような状況から、地方自治法の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、認可地縁団体が所有する不動産にかかる登記の特例（以下「特例制度」といいます。）が設けられ、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、手続きを経ることにより、認可地縁団体が単独で登記申請を行うことができるようになりました。

（1）特例制度を受けるための要件

次に掲げる 4 つの要件をすべて満たす場合、特例制度の申請が可能です。（地方自治法第 260 条の 46 第 1 項）

①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

②当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。

※当該不動産の占有期間については、認可を受ける前の地縁による団体であった期間を含めることが可能です。

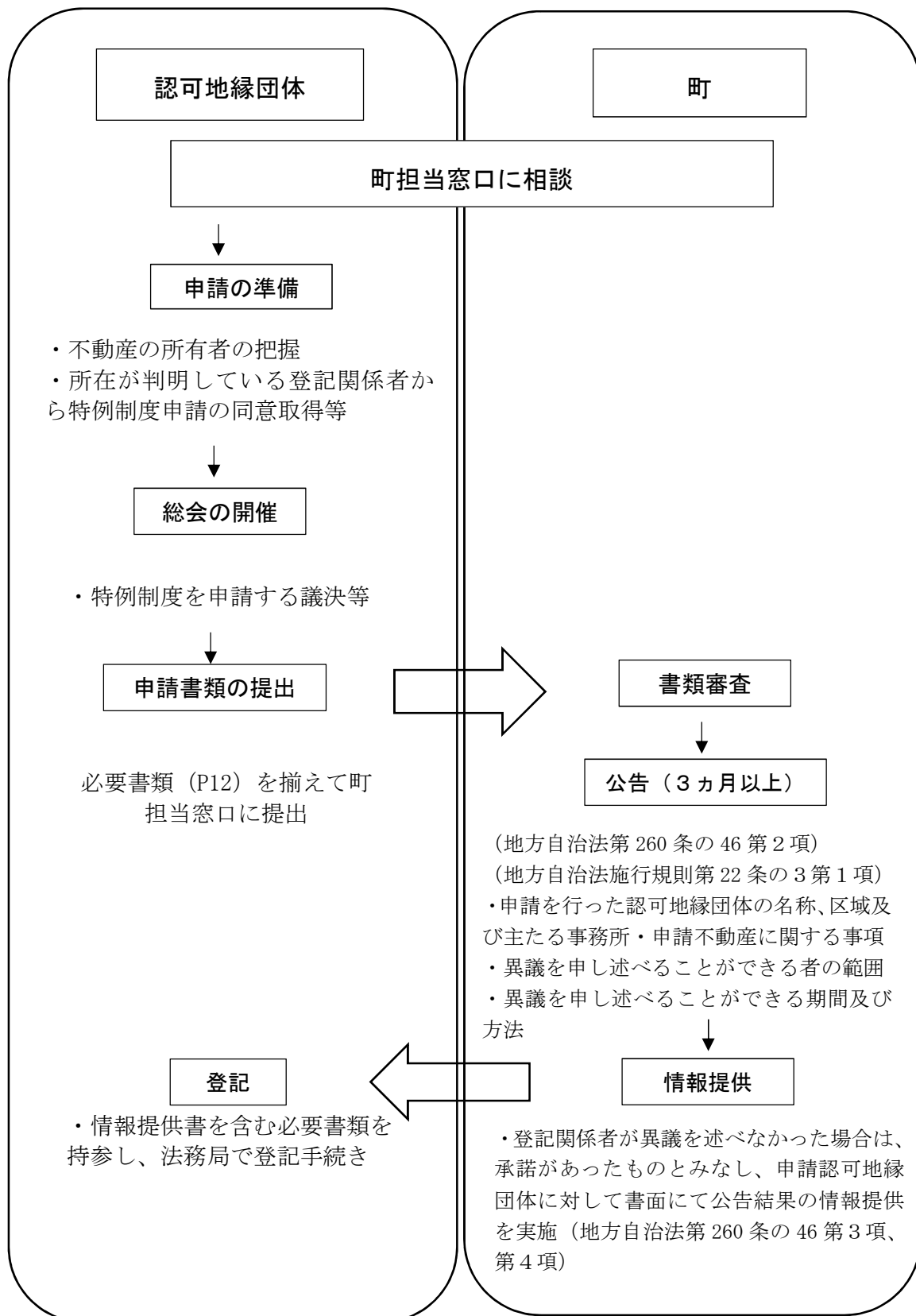
③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

※認可地縁団体の構成員ではない第三者が登記名義人である不動産は対象外です。

④当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部または一部の所在が知れないこと。

※登記関係者のうち少なくとも1人について所在が知れない場合には要件を満たすことになります。ただし、所在が判明している登記関係者がいる場合には、この特例制度の申請を行うことについて事前に同意を得ておくことが望ましいです。

(2) 特例制度申請手続きの流れ



(3) 特例制度申請に必要な書類

(地方自治法施行規則第 22 条の 2 の 5 第 1 項)

①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 (様式 P31)

②申請不動産の登記事項証明書

法務局で発行されたもの。(全部事項証明書)

③申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

※令和 3 年 11 月 26 日までに認可を受けた地縁による団体は、認可申請時に町へ提出した保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請の不動産の記載がある場合は、その目録の提出に代えることが可能です。

④申請者が代表者であることを証する書類

- ・代表者選任についての総会議事録の写し

※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合は署名・押印が必要です。

- ・地縁による団体に係る代表者承諾書 (様式 P21)

※代表者 (= 申請者) の署名又は記名押印のあるもの。

⑤地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

- 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

- ・認可地縁団体による当該不動産の所有又は占有に係る事実が記載された事業報告書等
- ・以下の資料

- (1) 公共料金の支払領収書
- (2) 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- (3) 旧土地台帳の写し
- (4) 固定資産税の納税証明書
- (5) 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

※資料の入手困難な場合は、

- (1) 入手困難な理由書
- (2) 認可地縁団体が当該不動産を所有又は占有していることについて、当該不動産の隣地の所有権の登記名義人や当該不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面
- (3) 認可地縁団体による当該不動産の占有を証する写真 等

○当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

- ・以下の資料

- (1) 認可地縁団体の構成員名簿
- (2) 町が保有する地縁団体台帳
- (3) 墓地の使用者名簿 (当該不動産が墓地の場合) 等

※資料の入手が困難な場合は、

(1) 入手困難な理由書

(2) 当該不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面等

○当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

- ・ 登記記録上の住所に属する市町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書類（不在住証明書）
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 当該不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

(4) 公告に関する異議申し立て

申請不動産の所有権移転等の登記をすることについて、異議のある登記関係者は、公告期間内に「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」と関係書類を提出し、異議申し立てを行うことができます。

○必要書類（地方自治法施行規則第 22 条の 3 第 2 項）

- ・ 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式：P32）
- ・ 申請不動産の登記事項証明書
- ・ 住民票の写し
- ・ その他町長が必要と認める書類

異議申し立てがあった場合は、町が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、認可地縁団体にその旨を通知します。（地方自治法第 260 条の 46 第 5 項）これにより、公告による手続きは中止されることになりますので、認可地縁団体は、町からの通知を受けて判明した登記関係者と協議を行ってください。

(参考)

〇〇自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇

(名称)

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、兵庫県多可郡多可町〇〇区□□×番地△から××番地△△までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、兵庫県多可郡多可町〇〇区□□番地◇に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人により〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員 の 義務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員 の 任期)

第 12 条 役員 の 任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 4 章 総会

(総会 の 種別)

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会 の 構成)

第 14 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会 の 権能)

第 15 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会 の 開催)

第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第 11 条第 3 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

第 17 条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の〇日前(※少なくとも 5 日前)までに文書をもって通知しなければならない。

(総会 の 議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会 の 定足数)

第 19 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会 の 議決)

第 20 条 総会の議事は、この規定に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合における出席とは、

第 22 条第 1 項に規定する書面表決等を行った会員を含む。

(会員の表決権)

第 21 条 会員は、総会において、各々 1 箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。

(1) ○○○○○○

(2) ××××××

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があつたときは、その請求のあつた日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員4分の3以上の決議を得、かつ、多可町長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て、〇〇が別に定める。

附則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

年 月 日

多可町長 様

認可を受けようとする地縁による団体
の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
- 7 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無を証する書類
- 8 代理人の有無を証する書類
- 9 区域図

構成員の名簿

年 月 日現在

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

地縁による団体に係る代表者承諾書

地縁による団体の名称

地縁による団体の主たる事務所の所在地

年 月 日開催の の総会において代表者に選任されましたので、その就任について承諾いたします。

年 月 日

氏 名	印
代表者	
住 所	

年 月 日

代理人の有無

団体名称

代表者名

⑩

1 代理人の有無

(1) 有

代理人有りの場合

代理人 住 所

氏 名

⑩

(2) 無

※「代理人」は、地方自治法第 260 条の 8 の代理人及び第 260 条の 10 の特別代理人をいいます。

※該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法の規定

・第 260 条の 8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

・第 260 条の 9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

・第 260 条の 10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

年 月 日

多可町長 様

団 体 名 称 _____

代 表 者 名 _____

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

- 1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有 ・ 無)
- 2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無 (有 ・ 無)

有の場合 氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。

※該当する団体は「有」に○印を入れ、該当のない団体は、「無」に○印を入れて届出してください。

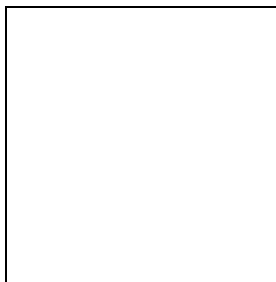
認可地縁団体印鑑登録申請書

多可町長

様

年 月 日

登録しようとする認可
地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地		多可町 区 番地	
(資格) 氏名	() 印	生年 月日	大正 昭和 平成 年 月 日
住 所	多可町 区 番地		
連絡先	電話： - - FAX： - -		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☐ 本人 住所

☐ 代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には当町において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

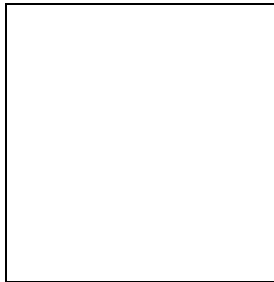
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

多可町長

様

年 月 日

登録されている認可
地縁団体印鑑



登録番号

()

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地		多可町 区 番地	
(資格) 氏名	() 印	生年 月日	大正 昭和 平成 年 月 日
住 所	多可町 区 番地		
連絡先	電話： - - FAX： - -		

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 ☐本人 住所

☐代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

年 月 日

多可町長 様

請求者
住 所

氏 名 印

認可地縁団体証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により、認可された地縁団体の告示事項に関する証明書の交付を請求します。

請求に係る地縁 団体	名 称	
	主たる事務所の 所 在 地	
	必要部数	部

年 月 日

多可町長 様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

多可町長

様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

年 月 日

多可町長 様

認可地縁団体の名称及び主たる
事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第 260 条の 20 の規定により、 年 月 日（多可町告示
第 号）付で認可を受けた当認可地縁団体は、下記のとおり解散したので、解
散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

- 1 団体の名称
- 2 区域
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 清算人の氏名及び住所
氏名
住所
- 5 解散事由（地方自治法第 260 条の 20 に規定のいずれか）

年 月 日

多可町長 様

認可地縁団体の名称及び主たる
事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所

認可地縁団体清算終了届出書

地方自治法第 260 条の 33 の規定に基づき、清算が終了したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1 清算の内容

2 清算終了年月日

年 月 日

多可町長 様

認可地縁団体の名称及び主たる
事務所の所在地
名 称

所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所在地

・土地

名 称	延床面積	所在地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をするこ
とについて総会で議決したことを証する書類。
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類

年 月 日

多可町長 様

異議を述べる者の氏名及び住所
氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所在地

・土地

名 称	延床面積	所在地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

- (3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（添付書類）

☐ 申請不動産の登記事項証明書

☐ 住民票の写し

☐ その他の町長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

（地縁による団体）

- 第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 構成員の資格に関する事項
- 六 代表者に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（規約の変更）

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録及び構成員名簿）

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない

（代表者）

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

（認可地縁団体の代表）

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなくてはならない。

（代表者の代表権の制限）

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表者の代理行為の委任）

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮代表者)

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- ② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

(認可地縁団体の事務の執行)

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

(総会の決議事項)

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(構成員の表決権)

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であった総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(認可地縁団体の解散事由)

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

(認可地縁団体の解散の決議)

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(認可地縁団体についての破産手続の開始)

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の認可地縁団体の能力)

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りではない。

(裁判所による清算人の選任)

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべきを旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求することができる。

(清算中の認可地縁団体についての破産手続きの開始)

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続き開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続き開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続き開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(裁判所による監督)

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(仮代表者の選任等に関する事件の管轄)

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

(不服申立ての制限)

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人等の報酬)

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五に規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例)

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であって表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの（当該認可地縁団体によって、十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る事項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下ってはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかったときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。

- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

（過料）

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

地方自治法施行規則（昭和 22 年 5 月 3 日内務省令第 29 号）抜粋

（地縁による団体の行う申請）

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

（地縁による団体を認可した場合の告示）

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ト 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日

四 解散した場合 (破産及び合併による場合を除く)

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日

五 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合

告示した事項のうち変更があった事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

(告示事項の変更についての届出)

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

(告示事項の証明書の請求)

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二条の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

(規約変更の認可申請)

第二十二條 地方自治法第二百六十條の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二條の二 地方自治法第二百六十條の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請)

第二十二條の二の五 地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の四十六第一項各号に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十條の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(公告事項)

第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十條の四十六第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその

他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

(公告に係る情報提供)

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

(公告に係る通知)

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の四十六第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。